

上秋津公民館 令和6年6月 たかお

■館長：愛須 正祥 主事：山根木 大輝
■TEL 35 - 1022 ■FAX 35 - 0569
■E-mail kamiakizu.ko@city.tanabe.lg.jp

雨ニモマケズ！校区通学路の整備作業

5月12日（日）、校区協議会による通学路の整備作業が行われました。当日はあいにくの雨模様でしたが、約50名が集まり通学路の草刈りなどを行いました。

作業は約90分ほど行われ、春草が生え始めていた通学路でしたが、作業が進むにつれとても綺麗に整備されました。

整備作業に参加してくださった皆様のおかげで、子どもたちも安全に学校に通うことができることと思います。皆様、ありがとうございました。

また、地域の皆様におかれましては、子どもたちの登下校時の見守りにつきましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。



上秋津愛郷会からのお知らせ

愛郷会会員の皆様方には、総会開催通知案内でお知らせのとおり、5月2日に公益社団法人上秋津愛郷会第13回定時総会を開催いたしました。

全議案について、原案のとおり可決いたしました。

なお、役員名簿、定款、規約、貸借対照表（令和6年3月31日現在）を、上秋津農村環境改善センターの愛郷会掲示板に開示しています。



いきいき健康増進 6月の予定

13日（木）午後 1時30分～ 歌

27日（木）午前 9時30分～ バスツアー

※内容は変更する場合がございますので、ご了承ください。

上秋津幼稚園からのお知らせ

1 子育て支援事業

上秋津幼稚園では、木曜日を「未就園児の日」として、5月から子育て支援事業を開催しています。毎回、多くの皆さんにご来園いただき、在園児にとっても年下の子どもたちと関わる貴重な機会になっています。



5月16日（木）には、公民館の主事さんにご協力いただいて「シャボン玉遊び」のイベントを開催しました。当日は、過去最多の15家族、延べ19名の未就園児が来園し、親子でシャボン玉を楽しみました。子どもたちは「ワー」と歓声をあげながら大きなシャボン玉を追いかけたり、緊張した表情でシャボン玉の中に入ったりしていました。



今後の子育て支援事業の計画は、上秋津幼稚園のホームページで公開していますのでご確認ください。なお、毎月の幼稚園の様子も公開していますので、あわせてご覧ください。

ホームページは、右のQRコードからご覧いただけます。



2 園児募集 ～途中入園できます～

4歳児・5歳児は、年度途中から入園が可能です。詳しくは、幼稚園にお問い合わせください。

■お問合せ：上秋津幼稚園（0739-35-0330）

6月の古紙回収について

6月6日（木）、20日（木）です。

※正午までに紙ヒモで縛り、上秋津農村センター前へ出してください。



上秋津小学校 農業体験学習を実施しました！

5月16日（木）、学校農園にて、地域の方々と一緒にさつまいもの苗を植えました。

農業体験学習は、農業関係者や地域の方々のご協力の下、地場産業である農業を学校教育に取り入れることにより、体験学習を通じて地域の良さを知るとともに、ふるさとを大切にすることを育てることを目的に実施しています。

また、地域の方との交流を持つことができる良い機会となっています。

農業体験学習は各学年においてそれぞれ実施しており、今後は、田植え体験や梅の収穫体験などを予定しております。



「健康マーじゃん」ご一緒にどうですか？

上秋津公民館（長寿館）では、健康マーじゃんサークルが毎週金曜日の午後1時から2時間程度活動しています。

マーじゃんをしながら、世間話もしながらといった雰囲気です。



《一緒にやってみませんか？》

ルールが分からなくても大歓迎です。
楽しく脳トレができる健康マーじゃんにご興味がある方はお気軽に公民館までご連絡ください。



6月の明るい笑顔街いっぱい運動

7月1日(月)

登校時間に通学路や自宅前で、子どもたちに「おはよう」の声をかけていただきますよう、皆様のご協力をお願いします。※日程が変更する可能性もございますので、ご了承ください。

令和6年度 危険物安全週間の実施について

6月2日（日）から6月8日（土）まで危険物安全週間です。

事業所や個人での危険物の取扱いには十分気をつけましょう。

また、ガソリンを携行缶で購入される際は、右のとおりガソリンスタンドで確認を行いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【令和6年度危険物安全週間推進標語】

次世代へ つなごう無事故と 青い地球

令和6年 2/1 発行 **ガソリンを携行缶で購入される皆様へ**

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など) ② **使用目的の確認** を行うとともに、**販売記録を作成することが義務付けられています。**

本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

生ごみ処理機器の購入費一部補助について

各家庭から出る生ごみの減量に取り組み、再利用するために、各種生ごみ処理機器を購入する場合、購入費の一部を補助します。補助を受けようとする方は、**処理機器を購入する前に**申込用紙に必要事項を記入の上、廃棄物処理課まで提出してください。



・交付要件	市内に住所を有する世帯の世帯主が、市内の販売店から処理機器を購入し、市内に設置する場合。（通信販売、ネット販売は対象外）
・補助金額	本体価格（購入価格から消費税及び配達料等を除く額）の2分の1以内で、上限は2万円（100円未満は切捨て）
・補助対象個数	1世帯あたり 電気式生ごみ処理機器1基（生ごみ堆肥化容器2基まで）
・申請期間	令和7年3月中旬頃まで ※予算枠に達した時点で終了とさせていただきます。

■申請用紙

市役所（総合案内3階）、各行政局、各連絡所、各コミュニティセンター、廃棄物処理課（田辺市ごみ処理場）に備えています。

田辺市ホームページ内「生ごみ処理機器の購入補助について」からも取得できます。

■提出先

〒646-0053 元町2291-6 田辺市廃棄物処理課（田辺市ごみ処理場）まで。郵送も可能です。

■お問合せ：廃棄物処理課 廃棄物対策係（0739-24-6218）